

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4—1 8
- 2 案件名 新庁舎に係るサーバ統合化基盤移設対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 NECフィールドディング株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
サーバ統合化基盤を現庁舎から新庁舎へ移設し、新庁舎で基盤を起動させ、動作確認を行うことが可能な事業者は、構築者として当市のサーバ統合化基盤に精通している上記事業者においてほかにないため、随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 6 1
- 2 案件名 新庁舎に係るサーバ機器移設業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
対象となるサーバは上記事業者の製品であり、移設時の破損や不具合発生の際に迅速かつ適切な対応ができるのは同事業者のみであるため、随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2559

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号        K 4 - 2 0
  
- 2 案件名            ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等保守委託
  
- 3 案件場所        宝塚市東洋町 地内
  
- 4 契約期間        契約日から令和5年（2023年）3月31日
  
- 5 契約相手方  
                    住所 神戸市中央区東町126番地  
                    社名 日本電気株式会社
  
- 6 指定理由  
                    （根拠）  
                    地方自治法施行令 第167条の2第1項第  2  号該当  
  
                    宝塚市契約規則 第20条第  1  項ただし書該当  
  
                    （指定理由）  
                    本件は、先だって上記事業者から導入した、ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の保守に係るものです。システムを正確かつ安全に運用できる事業者は、仕様、動作環境に精通している同事業者のほかにはないため、随意契約の相手方とします。
  
- 7 問合わせ先  
                    課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K13-30
- 2 案件名 令和5年度市・県民税税額決定通知書等の印刷・印字・シール貼付業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)5月6日まで
- 5 契約相手 住所：東京都板橋区板橋1丁目53番地2号 TM21ビル  
社名：株式会社 TLP
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
入札に付したところ、応札者が1者のみであったため不調となった。  
作業日程に鑑みると再度の入札に付す時間的余裕がないため、唯一の  
応札者であった上記事業者を随意契約の相手方とする。
- 7 問い合わせ先 部課名：企画経営部市税収納室市民税課 内線：2447

## 特名随意契約理由書

- 1 案件番号 庁管－1
- 2 案件名 宝塚市第二庁舎総合管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所 : 大阪市北区大淀南1丁目11番16号  
社名 : 大都美装（株）
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
本件については、同一敷地内にある本庁舎と一体での管理が必要である。特に電気設備等の保守や保安業務については、本庁舎と新庁舎の機器が連携していることから、責任の所在を明確化させるためにも、総合して管理しなければ適正に庁舎管理を実施することができない。  
以上のように、第二庁舎の業務と本庁舎の業務の連携が不可欠であり、総合的に管理できる者は現行の本庁舎総合管理業務を受託している上記事業者のほかにはないため、同事業者を随意契約の相手方とする。
- 7 問合せ先  
課名：管財課 内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－30
- 2 案件名 障碍<sup>がい</sup>福祉システム障害福祉サービスデータベース対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST  
社名：富士通 J a p a n 株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
厚生労働省が構築する障害福祉サービデータベースの令和5年度本格運用への対応にあたり、障碍<sup>がい</sup>福祉システム「MCWEL」を改修する必要があるため、ハードウェア・ソフトウェアの開発元であり、ソフトウェアの著作権者である上記事業者<sup>が</sup>に改修作業を委託する。
- 7 問合わせ先 課名：障碍<sup>がい</sup>福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－22
- 2 案件名 宝塚市子育て世帯応援給付業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月15日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区梅田1丁目11番4号 大阪駅前第4ビル12階  
社名：日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務については、簡易で利便性の高い電子マネー等の選定や利用状況の適切な管理、利用に関する丁寧な問い合わせ対応等、電子マネー等の給付等に係る幅広い知識や経験、業務遂行能力が必要であるという特性上、公募型プロポーザル方式により受託者を決定することとしました。  
令和4年10月から11月にかけて宝塚市子育て世帯応援給付業務委託プロポーザル審査会において厳正な審査を行った結果、上記事業者が優先交渉権者となり、その後の交渉において合意に至ったため、随意契約の相手方とします。
- 7 問い合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548





## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-51
- 2 案件名 焼却棟常用発電設備軸受交換補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)3月31日まで

5 契約相手方

住所： 大阪府東大阪市鴻池徳庵町3-65  
社名： シンフォニアエンジニアリング株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件は、発電設備の停止中という限られた期間に確実に整備を実施する必要があり、発電設備の製造者のメンテナンス会社である上記事業者のみ履行が可能であるため。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 87-4844